

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	森林破壊と自然資源の減少が農村部住民の暮らしを脅かしているサワナケート県において、土地利用計画と権利意識啓発を通じて、土地と自然資源の公正で持続的な利用・管理に関する村人と行政官の能力開発を支援する。 In Savannakhet province where deforestation and decrease in natural resources threaten livelihood of rural people, JVC builds capacity of villagers and government officials for equitable and sustainable use and management of land and natural resources through land use planning and awareness raising.
(2) 事業の必要性（背景）	サワナケート県中西部には平地部が広がっており、水稲耕作が盛んだが、東部は山がちで、畑作も多く行われている。貧困率は 32.0%と全国平均 24.8%よりも高い（ラオス計画投資省「2015 年国勢調査」）。本県は交通の要衝にあつて、その利便性から周辺国企業を中心に海外直接投資が盛んに行われている。同県の総面積の 52%は森林（2011 年：サワナケート県農林局）であるが、都市化、インフラ開発、産業植林、商業伐採や住民による小規模伐採、鉱山開発が森林破壊を促し、森林率は 2005 年の 60%から 8 ポイント減少（同県農林局）。森林の質も劣化し、河川水量の低下なども含む生態系への深刻な打撃が指摘されている。本事業対象地であるアサパントン郡は、同省が県内でも特に急速に開墾が進んでいるとしている郡の一つである。ピン郡においても産業植林のためや、ダム建設のための大型の土地収用が各地に見られる。 農村部のくらは森のめぐみに支えられている。にもかかわらず、大型の開発案件は、しばしば村人との協議などの公正な手続きを踏まずに土地収用などを行っており、彼らの生活に影響を与えている。 JVC は 2009 年にサワナケート県での事業に着手し、ピン郡とアサパントン郡で 30 村約 2,400 世帯を対象に森林保全と農村開発の事業を行ってきた。草の根のコミュニティとともに土地や環境の問題に携わる NGO が決して多くないラオスにおいて、それらの事業を通して農林局や法務局などに横断的に理解者を増やしてきた。また、ラオス政府も土地問題への取り組みを強め、法治国家を標榜するなど、協働のための土壌がこれまで以上に醸成されている。一方で、地方行政における汚職が横行し、それを正す法の統治や人権に関する意識啓発の不足から、地方行政官の能力強化は必須である。 このような状況を受けて、本事業では、これまで行ってきた住民への直接の働きかけに加え、事業による裨益の持続性の確保と将来的な面的広がりも視野に、農村部への出先機関である農業普及センターや農民学校の施設建設支援といったハードの支援も含めて行政官の能力強化に注力し、農村住民と行政官による、自然資源の公平で適切な利用と管理の実現を支援する。 本事業の第 1 年次では、効果的な活動を行うための基礎的な調査活動を行った上で、共有林および魚保護地区の設置を村人と合意し、対象区域の GPS による実測を一部開始することができた。ま

	た、収集した基礎データに基づいて、各種農業技術研修を選定、計画した。法律研修の活動として、2018 年版および 2019 年版法律意識啓発カレンダーの発表会議を開催するとともに、本カレンダーを活用した村人、行政官向けの法律研修を行い、合計 325 名の村人の参加を得た。農業普及センターおよび農民学校は無事に竣工を迎え、現地行政への譲渡を完了している。一方、ジェンダー研修については、研修内容の検討および現地提携団体の選定を進めたものの第 1 年次においては未実施に終わるなど、一部活動に遅れが生じた。 本事業第 2 年次の上半期では、第 1 年次に策定した計画に沿って各種農業技術研修に集中的に取り組んだ。また、第 1 年次には実施できなかったジェンダー研修を行政官および一部の村人に対して行った。共有林対象区域の GPS による実測と地図作成を 1 村で完了し、5 村で魚保護地区に関する規則の内容について村人と合意するなど、両活動を鋭意進めてきた。 2019 年 8 月末の台風上陸とそれに前後する集中豪雨の影響で、9 月上旬にラオス南部で大規模な洪水が発生し、ピン郡の対象村でも多数の住居や水田などが大きな浸水被害を受けた。洪水被害によって村人が苦しい生活を余儀なくされている現在、対象村の実情を勘案した適切な事業計画が求められている。 ●「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連性 本事業は、「持続可能な開発目標 (SDGs)」のうち、 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 2.3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 の内容に沿った事業である。 ●外務省の国別開発協力方針との関連性 本事業は、外務省の「対ラオス人民民主共和国 国別開発協力方針」における重点分野（中目標）のうち、(2) 農業の発展と森林の保全 に沿った事業である。
--	---

(3) 上位目標	対象地域の村人と行政官が、土地と自然資源の公正で持続的な利用・管理に関する能力を増し、実践する。
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	・ 共有林もしくは魚保護地区の仕組みが整備される。 ・ 対象地域で適切な農業／農村開発活動が計画通りに実践される。 ・ 対象地域の村人と行政官の自然資源の管理・利用に関する知識および技術が向上する。 今期事業に残された課題に取り組み、第1年次、第2年次事業の成果とあわせて、上記プロジェクト目標を達成する。
(5) 活動内容	< 1 : 持続的な土地と自然資源の利用に資する活動 > (1-1) 共有林の設置 村人が特に規則を策定して管理しながら利用したい自然資源がある場所に共有林を設置する。管理する対象は、樹木の場合もあればキノコなどの林産物の場合もある。共有林内では土地収用は困難になり、収用される場合でも通常以上の補償が想定できる。共有林は村域内の国立や県立の保全林・保護林の中でも、場所によっては設置可能である。また、周辺村との境界付近にそのような自然資源が存在する場合もある。こうした想定できる諸条件に鑑み、必要に応じて村境の測位と確定もするなどして、まず村の森林の全体像、そしてそこでの自然資源の利用状況を把握する。そしてそれらの情報に基づいて村人とともに適切な場所を選定し、規則を策定、地図も作成し、規則と地図も含めて行政の承認を得る。行政官の地図の理解向上や住民主体の自然資源利用・管理への理解向上の必要性に鑑み、協働を通じて主にオンザジョブ形式で能力強化を図る。過去に行った事業における設置では、共有林を利用する周辺村の範囲が想定を超えており、それらの村の人々には結果規則が順守されないケースがあったため、本事業では設置当初より利用する周辺村の把握の徹底に努める。 【アサパントン郡】 第3年次…実践状況を確認する会議を行う 規則の実践状況を確認し、必要に応じて村人による規則改定のフォローなど行う。事業終了後は郡当局、特に農林事務所と自然資源管理事務所が規約改定を管理する。 【ピン郡】 第3年次…共有林の設置作業を終え郡行政の承認を得る 規則策定を終え、地図と規則を記載した冊子に郡知事の承認を得、郡行政に行政文書として登録されたのち、地図と規則を記した大型の看板を村内に設置し、郡行政も参加する式典を実施する。 【変更点】 当初計画では、第2年次までに共有林の設置を終え、第3年次に規則の実践状況を確認するとしていたが、洪水被害の状況に鑑みて、ピン郡における共有林の設置作業を第3年次に持ち越して実施することとした。

(1-2) 魚保護地区の設置

ラオス農村部の人々は、陸棲動物以上に天然魚から動物性たんぱく質を摂取している。村人が漁や水棲昆虫などの採集を行う河川において、特に彼らが保全したい場所に魚保護地区を設置する。特定の場所での禁漁に加え、漁業法でいかなる場所でも使用が禁じられているものの、一部の人たちが使用している爆発物や薬品他の不適切な道具の使用を、魚保護地区の設置をきっかけに改めて明確に禁止し、それを周知することに大きな意味があることがこれまでの経験から分かっている。行政官の住民主体の自然資源利用・管理への理解向上の必要性に鑑み、協働を通じて主にオンザジョブ形式で能力強化を図る。過去に行った事業における設置では、設置から事業終了までの時間が短く、事業期間内のモニタリングが十分でないケースがあったため、本事業では事業前半での設置のための体制、及び計画を整え、事業後半で十分なモニタリングを行う。

【アサパントン郡】

第3年次…実践状況を確認する会議を行う

- ・規則の実践状況を確認し、必要に応じて村人による規則改定のフォローなど行う。
- ・水質のチェックも行う。

事業終了後は郡当局、特に農林事務所と自然資源管理事務所が規約改定を管理する。

【ピン郡】

第3年次…魚保護地区の設置作業を終え郡行政の承認を得る。実践状況を確認する会議を行う

- ・規則策定を終え、地図と規則を記載した冊子に郡知事の承認を得、郡行政に行政文書として登録されたのち、地図と規則を記した大型の看板を村内に設置し、郡行政も参加する式典を実施する。
- ・第2年次に魚保護地区を設置した対象村では、規則の実践状況を確認し、必要に応じて村人による規則改定のフォローなど行う。
- ・第2年次に魚保護地区を設置した対象村では、水質のチェックも行う。

事業終了後は郡当局、特に農林事務所と自然資源管理事務所が規約改定を管理する。

【変更点】

当初計画では、第2年次までに魚保護地区の設置を終え、第3年次に規則の実践状況を確認するとしていたが、洪水被害の状況に鑑みて、ピン郡の一部の村における魚保護地区の設置作業を第3年次に持ち越して実施することとした。

(1-3) 農業/農村開発活動

第3年次…第2年次に策定した以下の計画に則って活動を進める

対象村10村において各種農業技術研修を行う。各活動の対象村と対象世帯数は以下の表の通りである。

【アサパントン郡】

	ポンパン 村	ファイ 村	ナライコーク 村	ナライドン 村	ノンハン 村
ラタン栽培	10 世帯	—	—	—	—
家庭菜園	5 世帯	5 世帯	5 世帯	5 世帯	—
果樹栽培	5 世帯	—	—	—	—
稲作改善	20 世帯	—	20 世帯	22 世帯	—
キノコ栽培	—	5 世帯	—	—	—
魚養殖	—	—	1 ケ所	—	1 ケ所
小規模灌漑 (溜池)	—	—	1 ケ所	—	1 ケ所
小規模灌漑 (貯水槽)	1 ケ所	1 ケ所	—	—	—
牛銀行 (※1)	—	—	3 世帯	—	—
ヤギ銀行	—	—	—	4 世帯	—
家畜 健康管理	1 回	—	—	1 回	1 回
米銀行 (※2)	—	—	—	—	—

【ピン郡】

	ニャン 村	パシア 村	ゲンサイ 村	ファイシン 村	アラン 村
ラタン栽培	—	—	—	—	10 世帯
家庭菜園	—	—	—	—	—
果樹栽培	—	—	5 世帯	—	—
稲作改善	79 世帯	88 世帯	58 世帯	—	—
キノコ栽培	—	—	—	—	—
魚養殖	—	—	1 ケ所	—	1 ケ所
小規模灌漑 (溜池)	—	—	1 ケ所	—	1 ケ所
小規模灌漑 (貯水槽)	—	—	—	—	—
牛銀行 (※1)	—	—	—	—	3 世帯
ヤギ銀行	—	—	—	—	—
家畜 健康管理	—	—	—	1 回	1 回
米銀行 (※2)	79 世帯	88 世帯	58 世帯	—	—

※1 牛銀行…原則として、まず JVC が母牛を農家に貸与する。生まれた子牛はその農家の所有とし、親牛は次の農家に回す。これを繰り返すことによって、結果とし

て対象世帯の所得（財産：牛）が向上するというもの。ヤギ銀行も同様の考え方と方法に基づく。

※2 米銀行…JVC が原資となる米を支援し、村人に低利（10～15%、利子は現物＝米）でこれを貸し出す活動。米倉は村人自身が建設し、村全体で規則を定めた上で、村に設置した米銀行委員会が管理運営を担う。利子は村の資産となる。

なお、活動の対象となる世帯は一部重複する見込みである。また、これらの活動計画は村の状況や村人のニーズの変化に応じて、村人との話し合いを通じて変更する可能性がある。

< 2 : 公正な土地と自然資源利用に資する活動 >

(2-1) 法律研修

土地法、森林法、投資促進法、労働法などの、土地問題や村人の生計に関する様々な法律、首相令、条例、国際条約など（以下代表して“法律”とする）、その中でも村人の権利に関するものを中心に、わかりやすいかたちで村人に説明する法律研修を行う。村長、長老、女性同盟、青年同盟他で構成される村の自治会メンバー（15～20 名程度）を中心に、その他参加したい人すべてを対象とする。特に郡レベルの行政官の法知識向上の必要性に鑑み、まず法律担当の JVC スタッフによって、また必要に応じて外部講師を招いて行政官向けの研修を行い、次いで行政官と JVC のチームが講師となって、村での研修を行う。

法律研修には①共有林、魚保護地区の設置に際して行う研修、②法律意識啓発カレンダーを使用した研修の二つがある。

①はそれぞれの活動の根拠法と、それらに関連して土地収用に際しての意思決定方法や意見表明、補償に関する権利や紛争解決方法など、村人の権利に関わる法律を中心的に取り上げる。②は JVC が 2010 年の制作開始以来中心的に関わっている活動で、他の NGO や自然資源環境省などの行政によって構成されるカレンダー制作チームに JVC スタッフも参加し、カレンダーの内容策定プロセスに協力する。完成したカレンダーは共同制作物とされ著作権は存在せず、使用する NGO や援助機関が必要部数を申請して印刷料金を負担する。また、行政官を含めたラオス社会における法による統治に対する意識向上の必要性に鑑み、県や郡の行政官のほか、他の NGO、企業、そして中央から自然資源環境省の担当官なども招聘し、完成したカレンダーの発表会議を行い、中央の行政官によるプレゼンテーションなどを通じて法による統治に関する意識啓発を行う。土地問題などを扱うことから、過去には全ての関係者の積極的な賛同を得ているとは言い切れないと感じる局面もあったが、こうした行政官との協働を通じて理解を高めていく。

第 3 年次…①共有林・魚保護地区設置用法律研修、②法律意識啓発カレンダーの制作協力、カレンダー発表会議、カレンダーを使用した法律研修を行う

共有林・魚保護地区の設置完了に際して法律研修を行う（ピン郡の対象村 3 村で各 1 回）。2021 年版法律意識啓発カレンダーの制作チ

ームに参加し、カレンダーの内容策定に協力する。完成した 2021 年版カレンダーの発表会議を行ったのち、各村でカレンダーを使用した研修を行う(行政官向け 1 回、対象村 10 村で各 1 回)。

【変更点】

当初計画では、カレンダー発表会議とカレンダーを使用した法律研修を行い、加えて村人、行政官の法律研修の研修内容理解度を確認し、必要に応じて追加の研修など行うとしていたが、上記(1-1)共有林の設置および(1-2)魚保護地区の設置の計画変更に伴って、ピン郡において共有林・魚保護地区の設置に際した法律研修を行うこととした。また、当初計画になかった共有林・魚保護地区設置用法律研修を実施することを踏まえて、全体の活動量を勘案した結果、村人、行政官の研修内容理解度を確認し、追加の研修を行う活動については実施を見送ることとした。

(2-2) ジェンダー研修

女性は男性同様に自然資源の利用に携わっており、男性と比べて破壊的な利用をする傾向が小さいとされるが、自然資源管理に関する意思決定に参加しないことも多いため、ジェンダー研修を行い、自然資源管理における両性の平等な参画に関する意識を啓発する。行政官と JVC のチームが講師となって村での研修を行い、共有林管理委員会における女性委員の確保や、規則策定における女性の参加の向上など他の活動における実践につなげていく。

第 3 年次…ジェンダー研修を行う

自然資源管理における男女両性の平等な参画に関する意識を啓発するため、ジェンダー研修を行う(ピン郡の対象村 5 村で各 1 回)。

【変更点】

当初計画では、村人、行政官のジェンダー研修の研修内容理解度を確認し、必要に応じて追加の研修など行うとしていたが、洪水被害の状況に鑑みて、ピン郡におけるジェンダー研修を第 3 年次に持ち越して実施することとした。この変更を踏まえて、全体の活動量を勘案した結果、村人、行政官の研修内容理解度を確認し、追加の研修を行う活動については実施を見送ることとした。

(2-3) 行政などへの働きかけ

第 3 年次…行政向けの情報発信やワークショップを行う

草の根の声が政策に反映されることを目指して対象村における土地問題などのケーススタディを行う。ラオス語の冊子を発行するなど、できるだけ公式のチャンネルでの公開の道を模索する。

また、土地利用や自然資源管理における法による統治や住民の参加についての意識が、郡の事務所長クラス、NGO 担当副郡知事、県の課長クラスなどの間でも向上するよう、彼らも対象にしたワークショップなども行う。特に中央の政府関係者には改革の意思を持った関係者も多い。これまでサワナケートに拠点を置き中央とのパイ

	プが弱い面があったが、徐々に関係は構築しており、本事業においては彼らとの協働を強める。 < 3 : 事業成果の持続性確保と拡大に資する活動 > (3-1) 農業普及センター/農民学校支援 第 3 年次…両施設を事業において活用する 対象村の定期会議の場として活用するほか、その他研修の場として、あるいは林産物の植栽などの農業活動の技術的拠点として、また両施設の担当官の能力開発の拠点として、事業において活用する。 (3-2) 対象村間の定期会議の開催 第 3 年次…対象村の定期会議を開催する それぞれの村が活動の進捗、成果や課題を共有し、活動の質を高めるための定期会議を開催する。会議での議題はプロジェクトの活動に限定せず、村人が話し合いたい、共有したい議題を取り上げる。参加者は主に自治会メンバーを想定しているが、さらに数名の女性の参加を促進する。場所はピン郡では農業普及センター、アサパントン郡では農民学校で、頻度は 3 ヶ月に 1 回程度を想定している。 裨益人口 今次事業の直接裨益人口 ・ピン郡対象村 5 村の合計約 440 世帯、およそ 2,600 人、アサパントン郡対象村 5 村の合計約 970 世帯、およそ 6,700 人(本事業第 1 年次に収集した最新データに基づく) ・行政官約 30 名 村人の大多数が森林からの林産物の採集や河川での魚をはじめとした水棲動物の採集を行っており、共有林や魚保護地区の設置は村全体に裨益する。法律研修、ジェンダー研修については、自治会メンバー(村の規模によるが 15~20 名程度)を主な対象とするが、これら研修で得た知識に基づいた自然資源の利用と管理に関する適切な意思決定は対象村内に広く裨益する。 行政官については、サワナケート県農林局、アサパントン・ピン各郡農林事務所、県環境自然資源局、両郡環境自然資源事務所、県法務局、両郡法務事務所の現場レベルの行政官、並びに事務所長クラスを中心に計 30 名程度を想定している。 今次事業の間接裨益人口 ・ピン郡 24 村の合計約 1,500 世帯、およそ 10,500 人、アサパントン郡 35 村の合計約 5,900 世帯、およそ 39,300 人(2015 年国勢調査および本事業第 1 年次に収集した最新データに基づく) ピン郡農業普及センターおよびアサパントン郡農民学校を活用することによって事業成果の拡大を図るため、両施設の利用者が本事業の間接的な裨益者となる。ピン郡農業普及センターは同郡を 15 に分けた村グループの第 13, 14, 15 グループを管轄しており、3 グループに属する計 29 村から、直接裨益する対象村 5 村を差し引いた 24 村へ
--	--

	の間接的な裨益が期待される。一方、ピン郡の半分以上の面積であるアサパントン郡の農民学校は、郡内の全 40 村を対象としている。本施設での活動は、同郡全 40 村から直接裨益する対象村 5 村を差し引いた 35 村に、間接的に裨益することが期待される。 事業全体の直接・間接裨益人口 3 年間の事業を通じて、同範囲の村人・行政官を対象として成果の蓄積および深化が図られるため、事業全体の直接・間接裨益人口は今次事業と一致する。
(6) 期待される成果と成果を測る指標	◆期待される成果 1 (活動内容 (1-1) 共有林の設置および (1-2) 魚保護地区の設置) ・持続的な自然資源利用のための仕組みが作られ、村人によって適切に運営される ◇第 3 年次 【アサパントン郡】 指標 1 2 村で共有林や魚保護地区で決められた規則が実践される (聞き取り) 指標 2 2 村で共有林や魚保護地区で決められた規則の見直しが行われ、必要に応じて改定される (議事録) 【ピン郡】 指標 1 3 村で共有林、もしくは魚保護地区が設置され、行政に登録される (行政の資料) 指標 2 3 村での共有林、もしくは魚保護地区の設置に際して、村の伝統的な自然資源利用状況を外部者にもわかる客観的な形で表現したデータが収集され、村人全員に共有される (完成した冊子) 指標 3 1 村で共有林や魚保護地区で決められた規則が実践される (聞き取り) 指標 4 1 村で共有林や魚保護地区で決められた規則の見直しが行われ、必要に応じて改定される (議事録) ◆期待される成果 2 (活動内容 (1-3) 農業/農村開発活動) ・対象地域において、適切な土地利用に基づいた取り組みによって生計安定/向上が図られる ◇第 3 年次 指標 1 8 村で適切な農業/農村開発活動が第 2 年次に策定した計画通り実践される (活動記録) ◆期待される成果 3 (活動内容 (2-1) 法律研修および (2-2) ジェンダー研修) ・対象地域の村人が、土地・森林、自然資源を守るために、自らが持つ法的権利や人権に関する知識を増す ◇第 3 年次 指標 1 10 村で 13 回の法律研修が行われる (活動記録) 指標 2 法律研修に参加した村の自治会メンバーの 70% (※3) が研修内容を理解している (研修直後のテスト)

	指標 3 5 村で 5 回のジェンダー研修が行われる (活動記録) 指標 4 ジェンダー研修に参加した村の自治会メンバーの 70% (※3) が研修内容を理解している (研修直後のテスト) ※3…村の自治会メンバーの 70% が法律研修やジェンダー研修の内容を理解していれば、法律やジェンダーに関する知識が村内で円滑に普及すると考え、指標の数値を設定した。 ◆期待される成果 4 (活動内容 (2-1) 法律研修) ・対象地域の行政官が、土地・森林、自然資源の公平な利用と管理に関する法的義務や人権に関する知識を増す ◇第 3 年次 指標 1 1 回の行政官向け法律研修が行われる (活動記録) 指標 2 法律研修に参加した行政官の 80% (※4) が研修内容を理解している (研修直後のテスト) ※4…法律研修に参加する行政官の 80% が研修内容を理解していれば、本事業終了以降も行政官が村人に対する法律研修を主体的に担うことができるようになると考え、指標の数値を設定した。 ◆期待される成果 5 (活動内容 (2-3) 行政などへの働きかけ) ・中央を含めた行政官が、住民主体の土地・森林、自然資源の利用・管理に関する知識を増す ◇第 3 年次 指標 1 県の課長クラス、NGO 担当副郡知事、郡の事務所長クラスがワークショップに 1 回参加し、その内容を理解している (聞き取りによる確認) 指標 2 公式なチャンネルを通じて、草の根の事例が中央に 1 回届けられる (活動記録) ◆期待される成果 6 (活動内容 (3-1) 農業普及センター/農民学校支援) ・農業普及センター／農民学校が建設、活用され、行政官の知識・技術が向上する ◇第 3 年次 指標 1 農業普及センターの会議スペースが活動において 10 回使用される (利用記録) 指標 2 農民学校が活動において 10 回活用される (利用記録) 指標 3 農業普及センター／農民学校の行政官が少なくとも一つ、新しい知識、技術を身につける (聞き取り及び活動記録) ◆期待される成果 7 (活動内容 (3-2) 対象村間の定期会議の開催) ・村人同士のネットワークが形成される ◇第 3 年次 指標 1 JVC との活動や村の問題について話し合う対象村による定期会議が 4 回開催される (活動記録)
--	---

	指標 2 定期会議以外の場でも対象村同士が自主的に話し合う事例が見られる（聞き取り）
(7) 持続発展性	①共有林および魚保護地区は事業終了後、村人主体の自然資源利用の仕組みとして持続的に機能する見通しである。また、農業/農村開発活動については、各種農業技術研修を実施することにより、村人自身が農業技術を習得し、継続的に生計を安定、向上させることが可能になる。②法律研修については、法律の知識を学んだ村人が土地問題などに直面した際に、補償などに関する自らの権利を守り、紛争を適切に解決することができるようになるとともに、村人のみならず行政官を対象として法律研修を実施することにより、法による統治の意識を向上させ、研修の方法を身につけた行政官が、事業終了以降も村人に対する法律研修を主体的に担うことが期待される。③農業普及センターの会議スペースおよび農民学校は今後現地行政によって維持・管理され、農業活動の技術的拠点として機能していく見通しである。 事業後の評価に際しての手がかりは、以下の通り。 ①共有林および魚保護地区については、対象村で作成、住民に配布される、当該地区の位置を記した地図や規則を掲載した「村のデータ集」を参考に、同地区の保全や利用の実際について、村人にインタビューする。農業・農村開発については本申請書（1-3）農業/農村開発活動を参考に、当該村での各技術の継承・普及を住民に対してインタビューすることで評価することができる。 ②法律研修については、当該村の住民および郡庁の行政官に対するインタビューを行う。 ③農業研修施設の設置については、研修施設の利用記録とその内容で確認が可能となる。